

### ①学部生（留学生を除く）

#### I. 給付奨学金（新制度）に採用されている者

下記の書類を提出期限までに提出して下さい。

○授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）

様式は7月17日（金）に学生住所宛に発送します。

提出期限：8月12日（水）必着

提出方法：郵送または持参により、学生支援課までご提出ください。

詳細は教育サポートシステムの通知および郵送される書類をご確認ください。



#### II. 給付奨学金（新制度）に採用されていない者

希望者には申請書を配付しますので、以下の方法により申請書類を請求してください。

配付期間：7月15日（水）～8月12日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配付しません。）

請求方法：詳細は教育サポートシステムの掲示をご覧ください。

> [教育サポートシステム](#) > [掲示](#) > [ジャンル「授業料免除」](#)

> [「2020年度後期授業料免除について（新規申込のお知らせ）」](#)

### 見逃してはいけません！！（I・II共通）

2019年に授業料免除の申請をしていた学部2～4年生で、新制度に申請して、その結果、授業料免除が受けられない、または免除額が減少する、ということにならないため、経過措置として、差額を支援します。

**経過措置を希望する者**は、旧制度の授業料免除申請書を配付しますので、以下の方法により、申請書類を請求してください。

配付期間：7月15日（水）～8月12日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配付しません。）

請求方法：詳細は教育サポートシステムの掲示をご覧ください。

> [教育サポートシステム](#) > [掲示](#) > [ジャンル「授業料免除」](#)

> [「2020年度後期授業料免除について（経過措置のお知らせ）」](#)

# 2020 年度後期授業料免除について

**重要**

## ②学部生（留学生）

### ○2019 年に授業料免除の申請をしていた者

新制度の対象外となるため、経過措置として、2019 年までと同様の支援を行います。経過措置を希望する者は、申請書を配付しますので、以下の方法により申請書類を請求してください。

**配付期間**：7 月 15 日（水）～8 月 12 日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配付しません。）

**請求方法**：詳細は教育サポートシステムの掲示をご覧ください。

>教育サポートシステム>掲示>ジャンル「授業料免除」

>「2020 年度後期授業料免除について（学部留学生）」

### ○2019 年に授業料免除の申請をしていない者

授業料免除制度はございません。

## ③大学院生（留学生含む）

新制度の対象外となるため、経過措置として、2019 年までと同様の支援を行います。経過措置を希望する者は、申請書を掲示しますので、以下の方法により申請書類を請求してください。

**配付期間**：7 月 15 日（水）～8 月 12 日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配付しません。）

**請求方法**：詳細は教育サポートシステムの通知をご覧ください。

>教育サポートシステム>掲示>ジャンル「授業料免除」

>「2020 年度後期授業料免除について（大学院生）」

※ それぞれの申請方法等詳細について、別途通知を送付します。

7 月 17 日（金）までに通知が届かない場合は、学生支援課までご連絡ください。

※ 自分がどの部分の対象になっているかなど、分かりにくい部分があれば、学生支援課までご連絡ください。